

2017年12月19日

庁内における危機管理体制での（仮称）危機管理監の設置について

○松本暁彦議員

続いて、5点目の質問です。庁内における危機管理体制での（仮称）危機管理監の設置についてですが、現在の防災計画での災害発生時の庁内における危機管理体制について、全体の概要及び対策本部についてお聞かせください。

○井口総務部長

次に、5番目の質問でございます。災害発生時の庁内におけます危機管理体制についてのご質問にお答えをいたします。

災害発生直後には、摂津市災害対策本部条例に基づきまして、災害対策本部を設置いたします。災害対策本部会議の構成員につきましては、本部長を市長、副本部長を副市長、本部長付として教育長及び消防長、本部員として部長級職員が当たり、オブザーバーとして市議会議長にもご参画いただくことになっております。なお、本部長であります市長に事故があった場合は、副市長、総務部長の順に本部長の代理を担うこととなっております。

また、災害対策本部の所掌事務といたしましては、災害応急対応のために職員を動員いたしまして、部ごとの班体制を構築いたしますとともに、災害応急対策に係る基本方針の決定や、災害の状況に応じて摂津警察署、陸上自衛隊等、防災関係機関を招集いたしまして、必要な情報交換や連絡調整等を行うものでございます。以上でございます。

○松本暁彦議員

続きまして、庁内における危機管理体制での（仮称）危機管理監の設置についての2回目の質問をさせていただきます。

先ほどの答弁にて、本市の体制について、おおむね理解いたしました。さて、防災計画について確認しましたが、そもそもこの計画の災害対策本部において、防災管財課は、総務部総務班の一部署に過ぎず、対策本部を統括する部署が不明確であり、平素において、防災を担当される総務部長も、また、他部長と位置づけが並列であることに、その役割の認識のそごが生じやすいものかと思えます。

そこで、危機管理の主たる役割を担う総務部長と防災管財課は、実際に有事において、どのような業務をされるのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長

総務部長。

○井口総務部長

それでは、有事の際におけます総務部長及び防災管財課の役割についてのご質問にお答えをいたします。

議員がご指摘のとおり、有事の際におけます、総務部長の役割につきましては、災害対策本部員として、基本的には他の部長級と同様の位置づけでございます。

しかしながら、防災業務を統括する担当部署でございますので、災害対策本部長の任務であります災害時における各部、各班の配備体制の決定、あるいは避難勧告、指示及び警戒区域の設定に関します方針決定等々、業務を補佐するとともに、各部間を超えた業務の調整等、災害対策本部内におきます実務的な統括業務を行うこととなっております。

また、防災管財課につきましても、有事の際は、全庁的な防災体制において、総務班として位置づけられており、各部からの災害情報の取りまとめ及び本部への報告、さらに本部決定事項に関します関係機関への協力要請など、主に災害対策本部と避難所や災害現場、関係機関との調整役を担うものでございます。以上でございます。

○藤浦雅彦議長

松本議員。

○松本暁彦議員

非常に重要な役割だと理解しました。それについて、防災計画を見て、誰もが一目でわかるよう明確に記載することが必要かと思えます。

さて、総務部長が鬼怒川氾濫で大きな被害を受けた常総市に視察に行かれておられます。これは水害が多い本市の特性を鑑みてのことと思えますが、本市においては、どのような大規模災害を予想されているのかお聞かせください。

○藤浦雅彦議長

総務部長。

○井口総務部長

本市におけます大規模災害の想定予想でございますが、本市の地域防災計画におきましては、地震被害といたしまして、上町断層帯地震、生駒断層帯地震等、直下型地震及び東南海・南海地震の海溝型地震、いわゆるプレート地震を想定いたしております。

また、浸水被害につきましては、国の管理河川であります淀川、大阪府の管理河川であります安威川など5河川について浸水を想定いたしております。なお、今年度実施いたしました本市の総合防災演習の際には、安威川氾濫を想定いたしました水防訓練のほか、南海トラフを震源地といたしますマグニチュード9.0の地震発生によります甚大な被害を想定した、応急対策訓練を実施したところでございます。

○藤浦雅彦議長  
松本議員。

○松本暁彦議員

非常に大きな災害が予想され、それに備える必要があると理解いたしました。

近年、想定以上の大規模災害が頻発しており、特に自衛隊等の関係機関と適切に連携、対応する人材・部署が不可欠であることは、今や全国共通の認識かと思えます。

ところで、本市において総務部長が災害対応の主たる役割を果たすには、業務量が多く、適切に対応できるのか疑問を有します。実際、私は東日本大震災での災害派遣に従事し、岩手県宮古市の災害対策本部において、自衛隊の連絡幹部の1人として勤務しておりました。自衛隊、警察、消防、関係機関、そして、市との調整会議が不定期、定期にあり、その調整により、約3,500人の自衛官、数百人の警察、消防等が動くわけです。その状況において、市の担当職員である危機管理監は、当業務につききりの状態でした。彼は当然ながら、市代表として、市の全ての最新の状況を常に把握し、最善の調整を関係機関と行い、迅速な市長、副市長への報告、決裁を受ける。これを日々繰り返すわけであり、他の業務をする余裕などはありません。部隊は約5か月間、災害派遣活動に従事しました。それだけ市の危機管理監はその役割に拘束されるわけであります。

多くの市では、危機管理監及び危機管理室という防災事業専属の部署を設けています。これは、危機管理専門の要員により、平時はもとより、有事において迅速かつ効率的な対応をすることを目的とし、岩手県宮古市にも、そして、本市が連携する釜石市、また近隣の各多くの都市もございます。これは何も他市がやっているからまねするというのではなく、有効であるからこそ、多くの市が採用しているという現状を知っていただきたい。本市では、その危機管理監の役割を総務部長が担っていると理解しておりますが、その業務は、防災会議等の調整から災害融資といった復興対応等幅広く、対外任務と対内任務と2人分の業務量です。総務部長としての役割、危機管理監としての役割の兼務は明らかに困難であります。

よって、本市も同様に平時より市の災害対策計画に精通し、地域住民と連携して防災計画の修正、防災リーダー育成の支援、そして、自衛隊等の関係機関と適切に連携調整し、有事には、市長、副市長の災害対策指揮を適切にサポートできる危機管理専門の部長級職員、危機管理監が必要であると思えます。

さて、本市の防災管財課には、防災管財課総括参与（防災担当）の役職がございます。この役職について、その役割、職務をお聞かせください。

○藤浦雅彦議長  
総務部長。

○井口総務部長

本市におけます防災管財課総括参与（防災担当）の役割、また、職務についてのご質問

でございます。防災管財課総括参与（防災担当）につきましては、非常勤特別職でございます。現在は建設部長を務められたOB職員についていただいております。なお、昨年度までの過去4年間につきましては、元消防長に担当していただいたところでございます。防災管財課総括参与（防災担当）の主な業務といたしましては、現在進めております地域防災マップ及びハザードマップの作成、また、自主防災組織等の各種訓練に係ります助言、指導。また、気象警報発令時におけます初期防災や緊急防災体制に係ります指揮、支援等を行っていただいております。長年、培ってこられました経験、技術、専門知識を発揮していただきながら、防災業務全般について、適宜、指導、助言を行っていただいております。

○藤浦雅彦議長  
松本議員。

○松本暁彦議員

防災管財課総括参与（防災担当）の職務について理解いたしました。アドバイザーとして、本市の防災政策向上のため、その職務を担っておられる重要な役職かと思っております。ただ、権限がない状況において、危機管理監としての役割はできないわけであります。

ここで提案ですが、危機管理監として、防災管財課と連携して実務もしていただくよう防災管財課総括参与（防災担当）に危機管理監として明確に権限を付与してはどうでしょうか。そして、あわせて先ほど答弁された総務部長及び防災管財課の役割について、不明瞭であるというのが現計画であり、認識のそごが出る可能性を有する。よって、災害対策本部運営を行う防災管財課の位置づけ、総務部長の位置づけ、役割、部署名が古いままの箇所もありますし、災害対策本部の組織体制について包括的な見直しもすべきではないでしょうか。これらについてどうお考えか、お聞かせください。

○藤浦雅彦議長  
総務部長。

○井口総務部長

防災管財課総括参与（防災担当）の危機管理監として権限を付与してはどうかというお問い合わせ、要請、また、災害対策本部の組織の構築の見直しについてのご質問でございます。繰り返しにはなりますけれども、防災管財課総括参与（防災担当）につきましては、非常勤特別職で指揮命令系統には位置づけられておりません。あくまでも、これまで培ってこられた経験、技術に基づく指導的な役割を担っていただいております。今後も引き続きまして、防災管財課の防災業務につきまして、大所高所から指導、助言をいただき、課内の人材育成、また組織力の向上に向けたサポートをお願いしたいと考えております。

また、災害対策本部の運営におきます統括部署の設置でありますとか、総務部長の位置

づけの見直しにつきましては、他市の状況等を調査、分析いたしながら、本市の体制的な課題を整理いたしますとともに、有事の際には、災害対策本部が有効に機能いたしますよう市内での調整を進めてまいりたいと存じます。

○藤浦雅彦議長  
松本議員。

○松本暁彦議員

防災管財課総括参与（防災担当）については、私もその役割について、もっと勉強してまいります。今後の私の課題とさせていただきます。防災計画の見直しについては、しっかりとご検討ください。

さて、ハインリッヒの法則というものがあります。それは1つの重大事故には、29の中程度の事故があり、そこにはさらに300の事故が起きる可能性を有する事例があるというものです。私が自衛隊時代に部隊の作戦や計画の立案において、まず心がけていたことは、計画上において、小さな事故の要因をゼロにするように努めることです。部隊が実際に動くときは、さまざまな想定外の状況が生起する。だからこそ、計画段階でわずかでも事故が予想できる要因は、その時点に対応し、作戦下の部隊の重大な事故の可能性を減らしていくわけであります。

何が言いたいのかといいますと、危機管理において、小さな事故の要因を確実に抑えることが非常に大切なのであります。しかし、安全保障、危機管理の実務を経験した私の意見として、本市の現在の危機管理体制は、小さな事故の可能性を有する要因が多々ございます。特に、本市の特徴である、各役職を兼務する効率的な人事運用は、危機管理について同様に扱うことには非常に疑問を有します。結果としてその影響を受けるのは、市民の安全であります。これら、本市の安全・安心のまちづくりの信用にかかわる大きな問題かと思えます。

ぜひ、早期かつ真剣に検討していただくこと、危機管理監の制度の創設も要望して、この質問を終わります。